

# 平成30年度第1回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

## 1 日 時

平成30年10月19日（金）

午後3時30分から午後5時00分

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

### 【委員】（16名）

岩城由幸，平田順子（代理出席），中津忠則，緒方静子，高原光恵，大内智子，西内義尚（代理出席），富樫一美，原照代，佐々木才子，福永岩一，西村三希子，久米清美，平光江，阿部正治，郡俊恵

### 【事務局】

障がい福祉課，健康増進課，労働雇用戦略課，住宅課建築指導室，教育委員会特別支援教育課

## 4 会議次第

### i 開会

### ii 議事

（1）会長の互選について

（2）平成30年度障がい者施策関連事業について

（3）その他

### iii 閉会

【議事1 会長の互選について】

(事務局) 会長の互選について、事務局から説明させていただきます。

本年、6月1日、任期満了に伴う委員の改選が行われたことにより、新たに会長を選出していただく必要がございます。

会長の選出につきましては、条例の規定により、委員の互選によることとなっておりますので、規定に従い、互選により、ご選出いただきたいと思います。

それでは、どなたからでもご推薦いただければと思います。

(委員) 引き続き、岩城委員をお願いするのがよいと思います。

(事務局) ただいま、岩城委員を会長にとのことをご意見をいただきました。

みなさん、よろしいでしょうか。

それでは引き続き、岩城委員に会長をお願いすることさせていただきます。

(岩城委員に) どうぞ、こちらの会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、岩城会長をお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

(会長) ただいま、会長に選任いただきました、徳島文理大学の岩城と申します。

引き続きですけれども、よろしくお願いを申し上げます。

開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

厚生労働省の方からちょっと気になる数字が発表されました。

平成28年度の生活のしづらさなどに関する調査で、全国の障がい者の方の実態調査ということで、5年に1回報告されるもので、何が気になるのかということなんですけれども、障がい者の国民に占めるパーセントが、6.7パーセントと、障がい者手帳を持っておられる方がかなり増えております。

手帳制度が徐々に浸透してきていることかなということなんですけれども、ただ気になるのは、障害者総合支援法に基づくサービスを利用されている方の割合が、65歳未満で、32.1パーセント。65歳以上ですと19.8パーセントという数字になっています。

なおかつ、毎日の生活のしづらさを感じてる方が65歳未満で36パーセント、65歳以上で43パーセントという数字が出てきております。

どう分析をしていくのか、ということは考えていかなければならないと思うんですけれども、とりわけ毎日の生活のしづらさを感じてる方が65歳未満で36パーセント、65歳以上で43パーセント。これは、まだまだ福祉政策が、障がい者の皆様の生活に十分届いてないということも言えるのではないのかなと思っております。

本協議会でそういう生活のしづらさが、少しでも改善、解消していくという方向に向けて、委員の皆様の積極的なご討議、ご意見をいただければと思っております。

ということで、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議事の方に入りたいと思います。

まずはじめに、本協議会設置条例により、職務代理者を指名させていただきたいと思います。

引き続き、中津委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員) させていただきます。よろしくお願いします。

## 【議事2 平成30年度障がい者施策関連事業について】

(事務局説明)

(会長) ただ今の事務局からのご説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(委員) 第10節で、今説明していただきました重症心身障がい児安心確保事業、そういう重症児をお持ちの家族の皆様のレスパイトとか、ショートステイを充実させていきたいということでしょうか。

(事務局) 今委員からお話がありましたように、やはり家庭で障がい児の方を支えるお母様方、ご負担をかなり抱えてるという実態について、以前アンケート調査させていただいたことがございまして、こういうような結果も頂いております。

そういったことを受けまして、一時的に預かる、今委員からお話がありましたようなショートステイあるとか、そういったものを充実して参りたいということで、今回事業化させていただいてございます。

(委員) 具体的にはすでにショートステイをしている施設に対して何か支援するのと、新しくそういったレスパイトのためのショートステイをする施設への支援と、その両方でしょうか。

(事務局) 昨年度は、医療系の施設に補助をさせていただいた事業でございまして、今年度は、福祉系の施設に支援することを考えている事業でございます。現在、障がい児を受け入れていただいている放課後等デイサービスの事業所とか、重症心身障がい児を受け入れていただいている事業所が、今、14、15、16ぐらいございます。

これに加えて、新たに福祉系の事業所が参入していただける場合、ショートステイというような支援ができるようにする場合について、今申し上げた支援をできればと思ってございます。

(委員) はい、分かりました。よろしくお願いします。

(会長) それ以外に何かご意見、ご要望等ありましたらよろしくお願い申し上げます。

(委員) 農福連携の事業は非常に大事だと思います。今の日本の自給率が40パーセントと言われている中で、若者が農業になかなか従事しない。農業離れが起こっているという時に、障がい者がここに参画するという事は、課題解決の方法の一つと思うんですけども、具体的にどういった形でされるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

(事務局) 障がい福祉課といたしましては、現在、福祉施設で働く障がい者の工賃アップに取り組んでおりますけれども、その障がいのある方の新たな就労形態として、農福連携は非常に注目されていると認識しております。

そこで、県ではこれまで県農業支援センターの職員が障がい者就労支援施設に対して指導、助言など技術的な支援に取り組んできたところなんですけれども、昨年12月には県農林水産部と連携して、農福連携推進検討会を創設いたしまして、昨年度、3回会議を開催したところでございます。アイデアの収集や整理、課題に対する解決策の検討などを行ってきたところでございまして、その中で藍や、阿波和三盆の原料なる竹糖の栽培ですとか、施設へのマッチングにも取り組んできました。

今年度も引き続きその検討会を開催いたしまして、より農福連携を進めていきたいと思っております。

(会長) 非常に結構だと思いますけれども、以前、特別支援学校で、企業の仕事ができるといったことを、その在学中にやっていくという意見を言ったことがあるんですが、それが今、非常に上手くいっている感じがするんですけども、農業はなかなか、実際にそこへ行ってすぐにできるかと言ったら、できないんですよ。

ですからそういった形で、特別支援学校が企業とタイアップで、訓練の形でやっているというような形で、障がい者に、農業を教えるということをやっておかないと、すぐにはできませんので、そのところを、どうぞよろしく願います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。先ほど、お答えさせていただいたように、今いろいろ進めさせていただいておりますが、農福連携は進めることがなかなか難しいところが現実にはございます。ただ、障がい特性に応じた就労であるとか、農作業であるとかという、マッチングを図るところに、先ほど申し上げた検討会を通じて、色々とできるような形で進めているところでございます。

これからもしっかりと農福連携が進めていけますように、関係機関、今、お話しいただいた教育委員会とも連携を図りながら、若い時から農業も含め、勉強させていただきながら、しっかりと進めてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしく願います。

(会長) 委員の皆様、その他ご意見等ございますでしょうか。

(委員) 聴覚障がい者制度改革推進本部という組織を構成しています。その中の会議で気づいたことが、情報のバリアフリーということで、意見を申し上げます。

以前、県では、iPadを5台ほど購入・設置したということが、徳島新聞の記事で拝見しました。おそらく、県庁の障がい福祉課と障がい者交流プラザに設置されていると思いますが、その後、その5台がどのように活用されているのか教えていただけますか。今、全国では電話リレーサービスというのが非常に普及をしております。できれば徳島県でもそのiPadを活用して電話リレーサービスをしたらどうかと思うのです、いかがでしょうか。

(事務局) iPadなんですけれども、県庁一階の受付や、県民サービスセンター、県民局の窓口の方に設置させていただいているところなんですけど、稼働状況としてはあまりないという状況でございます。先ほど委員からお話がありましたように、全国的には、リレーサービス、そういったものがどんどん入ってきているということは認識しているところでございますが、まずはiPadの方を活用できるように、普及啓発等に努めていきたいと思っております。

(委員) 電話リレーサービスに加えて、併せて遠隔手話通訳ですね、せっかくiPadがあるので、離れた場所をつなぐ、遠隔の手話通訳サービスの活用をお願いします。

(会長) それ以外に何か。

(委員) 今、徳島県で、どのくらい情報を収集しているか、知らないんですけれども、これからICTですかね。これが非常に大事になってくるんじゃないかと。

通貨が、暗号通貨になって、ヨーロッパとか、中国、インド、アメリカではもう取引に採用されているんですけれども、いわゆる紙幣とか硬貨がなくて、暗号通貨を利用した通貨制度ができると。

これが日本では非常に遅れていて、これからやがて導入してくるんだろうと思いますけれども、その時に、障がい者は、これをどうするんだろうかと。視覚障がい者はこれはどうして使っていったらいいんだろうか。その中に、ブロックチェーンという技術があるらしいんですけれども、それはどういったもので、どのように使うんだろうかなと、懸念しているところであります。視覚障がい者団体で、社会福祉法人日本盲人会連合というところはありますけれども、そこがちょうど、NECのパソコンを使って、情報を各団体に送るというシステムがあるんですけれども、このNECが、人工衛星を飛ばすほどの技術を持ってるんで、最近、NECとタイアップして、ブロックチェーンの技術であるとか、そういったものが視覚障がい者でも使えるようなところまで、NECと一緒に、技術革新をやれと言っているんですけれども、なかなかその意味が、日盲連の中でも分からなくて、なかなか取り組みにいたっていないんですけれども、ちょうど今、委員が質問されたんで、徳島県ではどの程度そのことについて、分かっているんだろうかなと。

ちょっと教えて頂きたいんですけども。

(事務局) ありがとうございます。確かに今、委員から話がありましたように、障がいのある方々の情報アクセシビリティであるとか、技術革新の中で色々大きく動いていくと思っております。我々もそういった技術革新であるとか、国の動きであるとか、常に注視しながら情報の取り方とか在り方とかをしっかりと見ながら、障がい施策にそれをどうしていくのかしっかりと考えていかなければと思っております。

(委員) これはそこへ来てるんですから、どんどんと情報を収集しないといかんですね。

(会長) よろしいでしょうか。事務局の方でしっかり情報収集に励んでいただくということで。その他、何かご意見等ございますでしょうか。

(委員) 質問なんですけれども、第6節保健医療の推進で若年層の自殺予防対策事業のことでご説明がありましたが、主に啓発とか、それからふれあいの事業の内容かなと思いました。その他に、例えば、虐待やDVからの一時避難のできるような場所の確保、例えば自殺のリスクが高そうな方が、実際に環境から離れて休めるような物理的な、なんていうか、部屋と言いますか、そういう風な逃げ込み場所みたいな確保というか、そういうことはないのでしょうか。今のところ、啓発とかポジティブなスポーツでの関わりとかそういうイベントの事業なかなと思ったんですけど、プラスしてそういう物理的な逃げ場の確保っていうのは、計画されているのかどうか。

(事務局) まず、この資料に書いてあります若者層の自殺予防対策事業費ということで、60万円の内容につきましては、今委員がお話しされたように、若年層の心の健康の保持、それから生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法等につきましてはの支援を行うということで、普及啓発事業ということでございます。今回は精神保健福祉協会の方に委託いたしまして、スポーツの交流等を通じまして、そういったものには対応していくことだとか、それから啓発事業にも取り組んでいくといった内容になっております。

(会長) よろしいでしょうか。それ以外に何かご意見等。

(委員) 障がい福祉サービスの充実が謳われておりますが、しょっちゅう、ご相談を受けるんですけれども、ホームヘルプについて、窓ガラスを拭いてくれないとかいったことの相談があるんですけども、これについては、重度の障がい者でありますとか、あるいは高齢者でありますとか、窓ガラスが拭けないんですけども、これはヘルパー協会や、県の方ではどんな指導をされているのかちょっとお伺いしたいと思います。

(事務局) ホームヘルプについては、皆さんご存じのとおり、身体介護、家事援助という二つのサービスで、それぞれ事業所がサービスを提供していただくという内容になってございます。この中で、身体介護、家事援助でどこまでサービスを提供していくか、という話だと思うんですけども、障がい者で重度の方、今委員からお話がありましたように、当然いらっしゃいますので、窓拭きがダメだということ、サービス上は提供できないというものではないのかなと思ってございます。

ただ、国の通知に大掃除はだめということは書いてあるところはあるようなんですけども、家事援助のサービスの中で窓拭き等々については、特に問題ないものかなと思ってございます。

ただ、委員からこういった声が聞こえてくるというお話をいただきましたので、やはり私どもとしても、県下一律で適正なサービスの提供がされますように、しっかりと事業者等々に対して、指導なり説明をして参りたいと思ってございまして、少なくとも年1回は事業者に対して説明会をさせていただいて、その中で、基準や考え方も説明させていただいておりますので、あらゆる機会を捉えて、適正なサービスがなされるように事業者に対して説明して参りたいと考えております。

(委員) これは、国の方針でもありますけれども、地域での生活へ移行を、と言っているんですから、この在宅福祉でもっとこういうところが大事なところなんで、ヘルパー協会との指導も徹底してもらわないと、在宅福祉は充実しないと思いますんで、その点おろそかにしないようお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。いろんな関係機関、事業者に対してしっかりと私共々先ほど申し上げたサービスの提供がなされるように頑張っていきたい、取り組んで参りたいと思ってございますのでよろしくお願いいたします。

(会長) よろしいでしょうか。それ以外に何か。

(委員) 心のバリアフリー☆アンバサダー養成事業について質問です。この養成事業ではどのような講習をされていますか。また障がい特性に応じたコミュニケーション支援ということで、手話や点字などの講習も含まれていますか。お教えください。

(事務局) 心のバリアフリー☆アンバサダー養成講座につきましては、今年度初めてということもあり、今回の対象が身体障がい者の肢体不自由の車椅子の方への配慮について、車椅子の動かし方ですとか、車椅子に乗った方への接し方を、実技で講座をさせていただきました。また講義としまして、色々な障がいのある方がいらっしゃると思うんですけども、目が不自由な方ですとか車椅子の方、耳が不自由な方、色々な方々の特徴を伝えまして、その方々に応じた配慮の仕方を講義形

式で伝えさせて頂いております。

(委員) どなたが説明をされるんですか。講師はどなたですか。

(事務局) 2名の方に講師として担当していただきました。1名の方が、障がい者就労支援事業所の施設長の方に講義を担当していただきました。実技部分につきましては、当事者で社会福祉士でいらっしゃいます女性の方をお願いいたしました。

(委員) わかりました。できれば障がい当事者の方にできるだけ講義をお願いできるように、視覚障がい者の当事者、聴覚障がい者の当事者に講義をお願いするなり、実技をお願いするというのも、一つの方法ではないかと思えます。

(事務局) 補足でよろしいでしょうか。来年2月に、今、もうすでに実施している分につきましては、県職員を対象としておりますが、幅広く県民の方に心のバリアフリーを推進するため、尼崎の方で相談支援事業所の施設長をされている方がいらっしゃるんですけども、その方も肢体不自由の当事者で、男性です。その方を講師としてお招きいたしまして、県民向けの心のバリアフリーに関する講習会・講演会を実施する予定としております。

(委員) わかりました。

(会長) それ以外に何か皆様ご意見。

(委員) 第6節保健医療の推進の事業で障がい児者歯科医療対応力向上事業というのがございますけれども、具体的にどういうことを考えておられて、現在どの程度進んでいるのでしょうか。

(事務局) この事業につきましては、県歯科医師会の口腔保健センターの方で、心身障がい者の歯科診療所がございまして、ノウハウを持っている県歯科医師会に補助をいたしまして、まずは、障がい者のための歯科診療のマニュアルの作成、それからそのマニュアルを活用した講習会等を実施しまして、地域の開業医の方の中で障がい者の方の治療をしていただくよう、増やしていくことを検討しております。この事業につきましては、国からの基金を利用している関係で、その内示が先般あったところでございますので具体的な内容につきましては、補助先の県歯科医師会と詰めている段階でございます。

(委員) 地域の歯科医の方が障がい児歯科医療に一人でも従事していただいたらありがたいんですけども、そういうマニュアルとか講習会だけではなかなか難しいように思うんですけども、是非、必要なことなのでよろしくをお願いします。



(事務局) それ以外、何かご意見。

(委員) 防災のところで、ご承知だろうと思うんですけども、この7月に岡山、広島、愛媛と豪雨で大水害に襲われたんですが、岡山の視覚障がい者協会の会長にちょっと聞いた話なんですけど、やっぱり、県がハザードマップを出したその通りに、水害が起きたということなんで、徳島県も、もうすでにハザードマップが出てるんですから、それを想定して、そこの市町村に、障がい者がどの辺りに住んでるんだろうかと、そしていざという時には、その障がい者、どうしたらいいのかということなどを想定して、そういうことの対策づくりをやられたらいいんじゃないかなと、そんなふう思うわけでございますけども、いかがなもんですかね。これは市町村の取り組みになりますんで、ちょっと県にしても辛いかなと思うんですけども。

(事務局) 確かに委員のおっしゃるように、岡山の時にも、そういったこともございますように、発災時において、要配慮者、障がい者だけでなく、高齢者、妊産婦等々に対する支援は非常に重要な部分、当然やっていかなければならない部分であるという、福祉の側でもございます。

まずは市町村でどう把握していただくかという部分もございますので、障がい福祉課としても県の防災部局、市町村と連携を図りながらこういった部分についてしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) 防災について、私も息子が防災関係の仕事をしていますので、この防災について、特に雨で、大きな被害を受けた箇所が何箇所かありますよね。この気象状況は本当に稀な気象状況であるということで息子が気象庁におりますんで、帰ってきたときに僕は質問するんですけど、予測がつかないと言うんですよね。それだけ今のこの支援というものは、本当に予想のつかない、専門家でありながらも予想がつかんと。衛星がありますよね、その中で、いろんなことで予報させて頂いてる中で、まだ稀にそれを桁外れの雨とか、そこらのところがあるというんですよね。専門家でありながらも予想がつかんと。そのようなことがございますんで、本当にこれ大変だということで、本当に昼夜を問わず仕事をしていただいておりますというのが現状らしいということでございますので、本当にどのようにしていったらいいのかというの、自然環境が変わりつつある中でどうすべきであるのか、本当に気象庁にいながら苦悶苦闘しているのが現状らしいです。

(会長) ご意見ということでよろしいですか。はい。

(委員) 前の話に戻るんですけど、今朝も、色んな地域の方々からのご賛同を得て、私共に対しての、色んな発注がございます。その中で地域で、私が今、関わらせて頂

いているところが、レンコンがたくさん収穫中なんですね。そこに知的障がい者が、あの沼の中に関わっていけるかといったら、そうではないんですよ。また、さつまいもがあるんですね。今日も午前中は、さつまいもの中の除草をさせていただくというような活動。そうしてもう一つは早くから要望があるところは、国府町ではほうれん草の袋詰め、これはできると思うんですよ。そこらで、本当に農福連携という中で、知的障がい者、障がいのある方がどこまでできるかという思いを持ち続けながら、本当に社会の一員としてできることはやっていこうというのが私どもの願いでございますので、是非ともそれに参画をさせて頂きたいと、このように思っております。

(事務局) ご意見ありがとうございます。今、委員からいただいたことはまさしくその通りだと私も思っております。やはり、障がいといいましても、身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、いろいろ障がい特性があると思います。それでそれに合う農作業というのもできるできないということもあろうかと思っておりますので、やはりそこをうまくできるもの、農家が求めているもの、それと障がいのある方々の特性とマッチするものを合わせていくことが一番重要な部分であるし、これをこうすることによって農作業ということが継続できていって、それが工賃につながり、自立に繋がっていくものであると思っておりますので、今いただいたご意見、確かにその通りだと思いますので、今後ともマッチングにしっかり取り組んで参りたいと思っております。ありがとうございました。

(会 長) それ以外、何かご意見等。

(委 員) 教えて頂きたい所があります、一点だけなんですけども。障がい者スポーツ文化芸術の振興に関して車いすバスケがふれあい事業ということで、スポーツ競技が選ばれた意図を教えてください。と言いますのは、徳島県で障がい者スポーツと言いますと例えば全国大会で水泳ですとか、世界で柔道ですとかトップになられた方がいらっしゃる競技が他にもあるんですが、チームスポーツからまず振興していこうとされてるのか、あるいは今現在、車いすバスケが人気が高い、あるいは指導者が充実しているですとか、何かどういう理由があってこの種目が選ばれているのかな、とその背景を教えてくださいたいです。

(事務局) 車いすバスケットボールのふれあい事業が今年度の事業としてあげさせて頂いておりますが、なぜこの車いすが選ばれたのかということなんですけれども、実は昨年度はボッチャの大会、レクリエーションボッチャの大会をさせて頂きまして、今年度は車いすバスケットボールということで、ボッチャも車いすバスケットボールも障がいのある方もない方も一緒にできるスポーツということでそういった競技を選んで、昨年度、今年度、させて頂きたく予定にさせて頂いております。

(会 長) 時間の関係がありますので、ご意見をあとお一方ということで、もしありますればお願いをします。

(委 員) 徳島県は藍ですよ。藍染の藍なんです。この前、説明会があったんですが、僕はそれには藍に関わっていながら参加してなかったんですが、今度藍師が板野においでということで、そこで4年間5年間、藍作りをやってきた中で、今度は藍を乾燥するまで僕はやってきました。過去には、とみざわ先生が知っておいでるんですが、この向こうのひまわり園で藍染も群雲染といいますか、これも5年間ぐらいやったことあるんですが、その中で、この藍を是非とも、ルキーナうだつも藍をたくさん作っていますので、私も5年間藍染めの藍を作っていました。その中で今度は、藍染めをこちらから先方の藍師から要請があるのではなく、こちらから一つの組織を作ろうと僕が呼びかけています。こちらが藍で作った物を今度販売するについていくら買ってくれるんだっていうこちらからの要望を出していこうと、そうでなかったら買ってあげるわとなったら今度工賃に反映しにくいだろうというので、こちらからいくら買ってくれるんだというようなひとつの組織を作っていこうっていうのが私の願いで、私もルキーナうだつとか西室苑に呼びかけています。そういうような組織を作っていこうということで、本当に熱意のある徳島の阿波の藍というようなことですね、この藍作りについてですね、本当にもっともっと取り組んでいこうっていう意味で、一つの組織づくりをはかっっていこうじゃないかっていうような計画は私は持っています。以上です。

(会 長) 情報ということで。

(委 員) 意思疎通支援事業の充実ということで、手話通訳者の認定は全国統一試験を行っていますが、その見直しを行っていただきたいです。全国統一試験の合格者を登録してほしいです。徳島県では独自に3年登録というのをやっています。不合格者を登録するのは廃止していただきたい。意見です。

(事務局) ご意見、ありがとうございます。委員からお話がありますように、県においては意思疎通支援者の充実を図っていくという観点から、この全国統一試験の約8割、合格点ぐらいを取られた方を3年登録という形でやらしていただいております。やはり色々な方々、障がいのある方々に社会参加していただきたいという我々の思いから3年登録という形も色々やらせて頂いていますので、その辺りもご理解いただけたらありがたいと思います。

(委 員) これは意見ですけれども、手話通訳の試験に落ちたから、おかしいじゃないかというのは、それがおかしい。というのは、聴覚障がい者はいくら手話通訳の資格を持っていても、その人を信用しなければ手話通訳にならないんですよ。聞かないんですよ。ですから今、事務局が言われたように少しでも多くの手話通訳者を、地域に増やしていくという意味では、県の取り組みはいいんじゃないか

と思います。我々視覚障がい者でも、ガイドヘルパーさんをどんどん増やしてるんですけど、それは研修を受ければガイドヘルパーとしてできるんですから、手話通訳もそんなに自分だけの地域を守るんでなくて、どんどんどんどん増やしていくという考え方に立たないと地域福祉も進みませんよ。以上です。

もう一つは、就労雇用の面で聴覚障がい者が自立していくという面においてはやっぱり口話法もやった方がいいと思います。一回一回手話通訳がいなければコミュニケーションができない、意思疎通支援ができないというのでは非常に不便なんで、聴覚障がい者が雇用された場合あるいは就労につく場合において一人でも口話法をやって、そして自分でそのコミュニケーションが図れるような、そういう努力もやらないかんとと思います。以上です。

(委員) 口話法はできる人はいいですが限界があります。障害者権利条約で手話は言語に位置づけられています。口話だけで聴覚障がい者が社会参加できるものではありません。手話は権利です。

(委員) 口話法だけでとは言ってないです。口話法をやったほうがいいと言っているんです。自立するためには必要だということを言っているんであって、手話が悪い、口話法だけでいいとは言っていません。口話法もやったらいいということも言っているんです。

(事務局) 色んなご意見ありがとうございます。いろんな意思疎通支援をはかっていくためには、我々としてはこういういろんなやり方があるということをしっかりと受け止めて、障がいがある方々の自立に向けて取り組んでいかなければならないと思ってございますので、今いただいたご意見も踏まえまして、今後、研究、検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長) そうしましたら申し訳ないんですけども、時間の関係もありますので、今までいただきました委員の皆様方のご意見を踏まえて、今後の障がい者政策への積極的な取り組みを事務局にお願いすることといたしまして、議題2を終えることとします。それでは次は議事3その他ですが、事務局の方からご報告があるようですのでお願いします。

### 【議事3 その他】

(事務局説明)

(会長) ありがとうございます。以上で本日の議事は全て終了しました。今回の協議会に関する議事録の公開については、私に一任をいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」との発言あり。)

一任をいただけたということでこれもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心に議論をいただきまして本当にありがとうございます。